埋蔵文化財発掘調査　特記仕様書

業務名　鹿児島大学(桜ヶ丘)外来診療棟・病棟（Ａ棟）新営用地埋蔵文化財発掘調査業務

業務場所　鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目３５番１号（鹿児島大学構内）

完了期限　令和２年　３月３１日（火曜日）
ただし、調査・報告書等の提出は令和元年12月6日（金）までに完了させることとし、令和2年3月31日まで仮囲いの設置を行うこと。

業務内容　内容は、外来診療棟・病棟（Ａ棟）用地における下記事項とする。
1．埋蔵文化財の遺物含有層発掘調査並びに発掘に関連した作業。
（遺物洗浄･土ふるい･ウォーターフローテーション共）
2．埋蔵文化財発掘調査に必要とする指定仮設物の設置
3．埋蔵文化財発掘調査に必要とする指定機械類の設置
4．埋蔵文化財発掘調査に伴う測量
5．埋蔵文化財発掘調査に伴う記録保存業務の補助
6．埋蔵文化財発掘調査に伴う遺構図及び遺物分布図の作成
7．埋蔵文化財発掘調査に伴う支障物・及び支障配管撤去
8．埋蔵文化財発掘調査前の基準点設定（４箇所）

作業範囲及び調査範囲　調査面積　　９７８㎡

業務参考数量

名　称	摘　要	参考数量	単　位	備　考
根 切 り		２，４７３	地山m3	砂質土　機械掘削
根 切 り	遺構掘下げ	４３１	地山m3	砂質土　人力掘削
搬出土		２，９０４	地山m3	砂質土

総則
1．この業務の請負者は，国立大学法人鹿児島大学会計規定等、現場説明書、図面３枚（本特記仕様書含む）、文部科学省土木工事標準仕様書(平成２９年版）、及び工事記録写真撮影要領に基づき業務を実施する。

2．特記仕様書の適用方法
(1) ・印を付した事項は，○印の付した事項のみ適用する。
(2) 表中の数字，文字又は記号を記入する事項は，記入してある事項のみ適用する。
(3) ═══ で抹消した章及び項目の当該特記事項は，すべて適用しない。
(4) 特記された材料，製造所，製品名，施工業者等の取扱いは，特記されたもの又は同等以上のものとする。ただし，同等以上のものとする場合は，監督職員の承諾を受ける。
(5) 左欄（項目に記載された表示番号）の（ ），（（ ）），＜ ＞，＜＜ ＞＞，［ ］内の数値は，下記の各該当（項目）番号を示す。
（ ）　：　文部科学省土木工事標準仕様書

調査業務体制
1．前記業務内容に示す調査を行う調査体制については、下記のとおりとする。

監督職員	鹿児島大学施設部
指導員	鹿児島大学埋蔵文化財調査センター：発掘調査の指示・監督
管理技士 （兼現場代理人）	本調査業務の統括管理 （１又は２級土木施工管理士免許をもち，埋蔵文化財調査業務において統括管理の経験を有する者） （調査員と管理技士の兼任は不可とする。）
調査員 （調査員）	発掘作業員の指導 大学で考古学を専攻又は、埋蔵文化財調査士の資格を有する者 （参考数量　２１２人・日程度）
発掘作業員	健康で発掘作業に支障のない者。発掘作業員のうち1/2以上を作業経験者とする。残りの者についても事前に作業方法、作法を習得させること。 （参考数量　１，３２２人・日程度）
計測員	発掘調査に伴う遺構及び遺物分布の測量と図面の作成 （発掘調査の測量経験を１年以上有する者） （参考数量　　８４人・日程度、調査期間常駐１名）

2．発掘調査に際しては、埋蔵文化財発掘調査であることを発掘作業員等に十分認識させるとともに機械・人力問わず、掘削に際しては指導員の指示のもと掘削等の作業を開始すること。
また、指示を受けた掘削等の作業が完了した時は、速やかに指導員へ報告し指示を受けること。
指導員の指示に従わない管理技師・調査員・作業員は、交替を要求できる。

3．上記指示に基づいた掘削途中でも、遺物（土器・石器等）又は遺構（住居跡等）を発見及び土質色調の変化が認められた場合は、直ちに中断し、指導員に報告のうえ、指示を受ける事。

4．掘削の一工程が終了した部分には指導員・調査員の指示なくみだりに立ち入らないように、発掘作業員等に周知徹底しなければならない。

5．人力掘削の実施に当たっては、スコップ・手鍬・じょれん・移植ゴテ・かき板・手み・おたまスプーン・竹ベラ・ふるい等の調査に必要な道具類を速やかに準備し、その仕様は指導員の指示に従うこと。また、微細な遺物採取のためのウォーターフローテーションの機材も一式備えること。

6．調査範囲・仮置き土の養生については、ブルーシート等にて保護し、安全対策に努めること。
なお、雨天時の調査範囲内の排水対策等も考慮すること。

7．支障配管埋設部分付近の掘削においては、指導員及び監督職員の立ち会いのもと指示を受けながら、慎重に掘削すること。

8．本調査業務にあたる管理技師及び調査員は、本調査業務に専任とし、調査期間中は現地に常駐するものとし、調査員・発掘作業員の選定については、経歴書等を指導員・監督職員に提出のうえ承諾を得た者とする。

作業期間　調査は原則として、午前８時半から午後５時までとし、土曜日、日曜日、祝日および盆休（夏季閉庁）は休業とする。天候不順時の調整は指導員と協議する。

報告書等　調査実施に際し、監督職員に施工計画書及び出面・作業報告書・遺構図・遺物分布図を作成し、提出すること。その他、各種業務における打合せ事項は記録簿を作成すること。
なお、提出に当たって、測量データはCSVデータ、図面はAdobe Illustratorファイル（ai）での提出とすること。

土工
1．発掘調査は図面に示すとおり実施する。
2．表土は機械掘削とし、機械掘削は包含層を傷めないようにバックホウ（爪にアタッチメント付き）にて排土し、指導員の立ち会いを受けて、包含層上面まで、ていねいに掘削する。
3．包含層の発掘調査は指導員の指示により人力掘削とする。包含層の根切土は、ベルトコンベアー等を使用して排土する。
4．地盤高については、発掘調査前、表土掘削が完了した段階及び発掘調査が完了した段階において地盤高測量を行い、指導員及び監督職員に報告する。

1章　一般共通事項

(1.3.5) 調査条件
この調査現場では，次の施工条件による。
⊙構内の通行においては、監督職員の指示によること。
⊙学内の行事による休業は、監督職員の指示による。
⊙調査関係車両の業務用地以外への駐車は出来ない。
⊙作業者等については乗り合いを行うなど入構車両の削減に努めること。
⊙騒音、振動、粉塵等の発生抑制および安全に注意すること。
⊙構内の工事等を遂行するにあたり、建設工事等の受注会社間の連絡調整を図り、各工事の円滑かつ安全な作業の推進を図ることを目的とした構内安全協議会に加盟すること。

(1.3.8) 発生材の処理等
~~(1) 引渡しを要するもの~~
1)品名（　　）　2)引渡し先（　　）　3)集積場所（　　）
~~(2) 特別管理産業廃棄物~~
1)品名（　　）　2)処理方法（　　工法）
~~(3) 現場において再利用を図るもの~~
1)品名（　　）　2)使用箇所（　　）
(4) 再生資源化を図るもの
1)品名（コンクリートガラ、アスファルトガラ）
2)受入場所　　鹿児島県または鹿児島市の許可を受けた施設。
3)搬出に先立ち搬出計画書を作成し，監督職員に提出する。
4)日々の搬出量等をとりまとめた調書を作成し，監督職員に提出する。
5)調査発注後明らかになった事情により，上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。
(5) 関係法令に従い適切に処理するもの
1)品名（発生土）
2)受入場所　　鹿児島県または鹿児島市の許可を受けた施設。
3)搬出に先立ち搬出計画書を作成し，監督職員に提出する。
4)日々の搬出量等をとりまとめた調書を作成し，監督職員に提出する。
5)調査発注後明らかになった事情により，上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。

低騒音型・低振動型建設機械の使用
本業務においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」（平成９年７月３１日建設省告示第１５３６号　最終改正　平成１３年４月９日　国土交通省告示第４８７号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は，監督職員と協議のうえ，必要書類を提出するものとする。
低騒音型建設機械を使用する場合，現場代理人は調査現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械
本業務において以下に示す建設機械を使用する場合は，「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日建設省経機発第２４９号　最終改正平成１４年４月１日国総施第２２５号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業，あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで，排出ガス対策型機械と同等と見なす。ただし，これにより難い場合は，監督職員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械，又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は，調査現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出するものとする。
低騒音型・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械は、次による。

種　類	低騒音型・低振動型	排出ガス対策型	備　考
ブルドーザー	⊙	⊙	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上，260kW以下）を搭載したものに限る。
バックホウ	⊙	⊙	
クローラクレーン	⊙	⊙	
ラフテレーンクレーン	⊙	⊙	
モータグレーダー		⊙	
ロードローラ	⊙	⊙	
タイヤローラ	⊙	⊙	
振動ローラ（搭乗式）	⊙	⊙	
アスファルトフィニッシャ	⊙	⊙	
空気圧縮機（可搬式）	⊙	⊙	
発動発電機	⊙	⊙	

ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両
①　受注者は本調査現場で使用し，又は使用される関係車両（以下本調査関係車両という）が，当該調査場所のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は，これに適合した車両を使用しなければならない。
②　受注者は，本調査の実施に先立ち，本調査関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について，排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
③　受注者は，本調査関係車両にディーゼル車を使用する場合には，車検証のコピーを保管し，本調査関係車両を把握しなければならない。
④　受注者は，取締りにより本調査関係車両に違法行為があった場合には，直ちに監督職員に報告なしければならない。
⑤　受注者は，資機材の搬出入等において，資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。

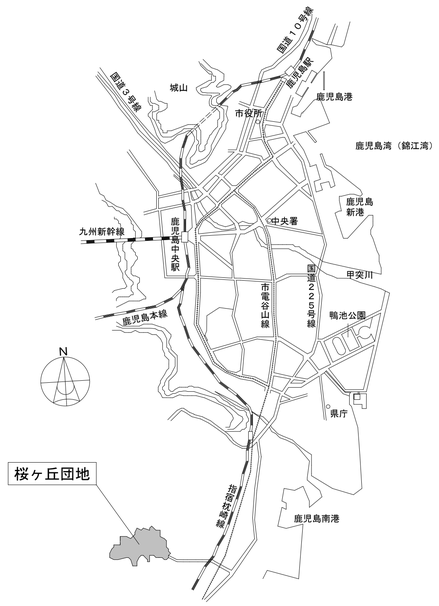

鹿児島市内団地位置図

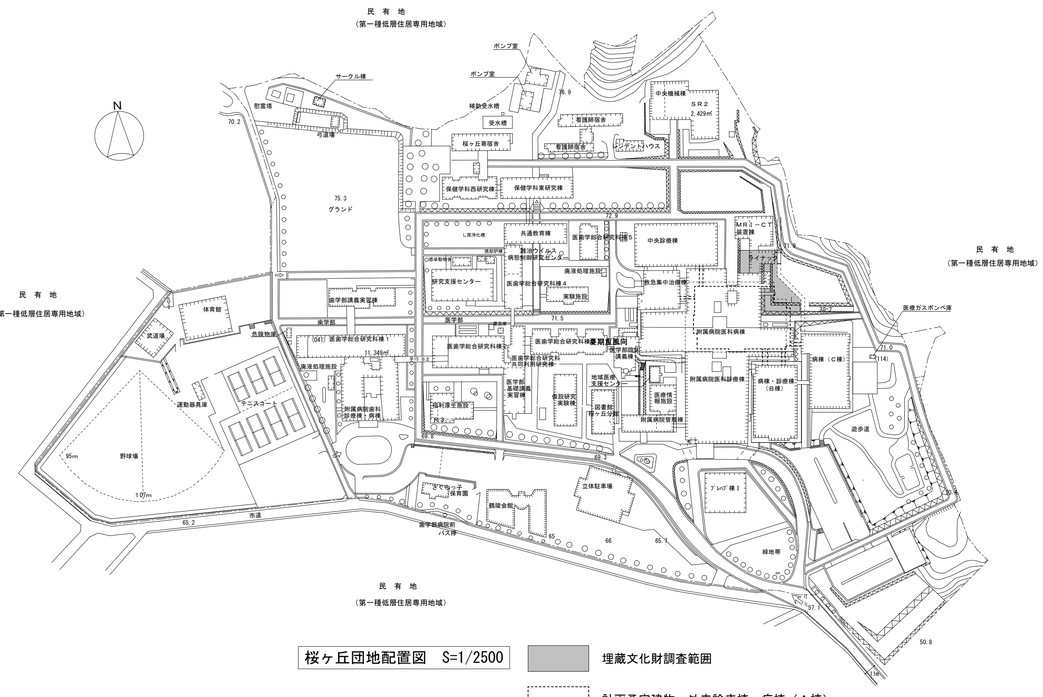

桜ヶ丘団地配置図　S=1/2500

埋蔵文化財調査範囲

計画予定建物：外来診療棟・病棟（Ａ棟）

鹿児島大学施設部	業務名称　鹿児島大学（桜ヶ丘）外来診療棟・病棟（Ａ棟）新営用地埋蔵文化財発掘調査業務	縮尺　一、1/2500	図面番号　1／3
	図面名　特記仕様書・案内図・配置図	年度　2019	

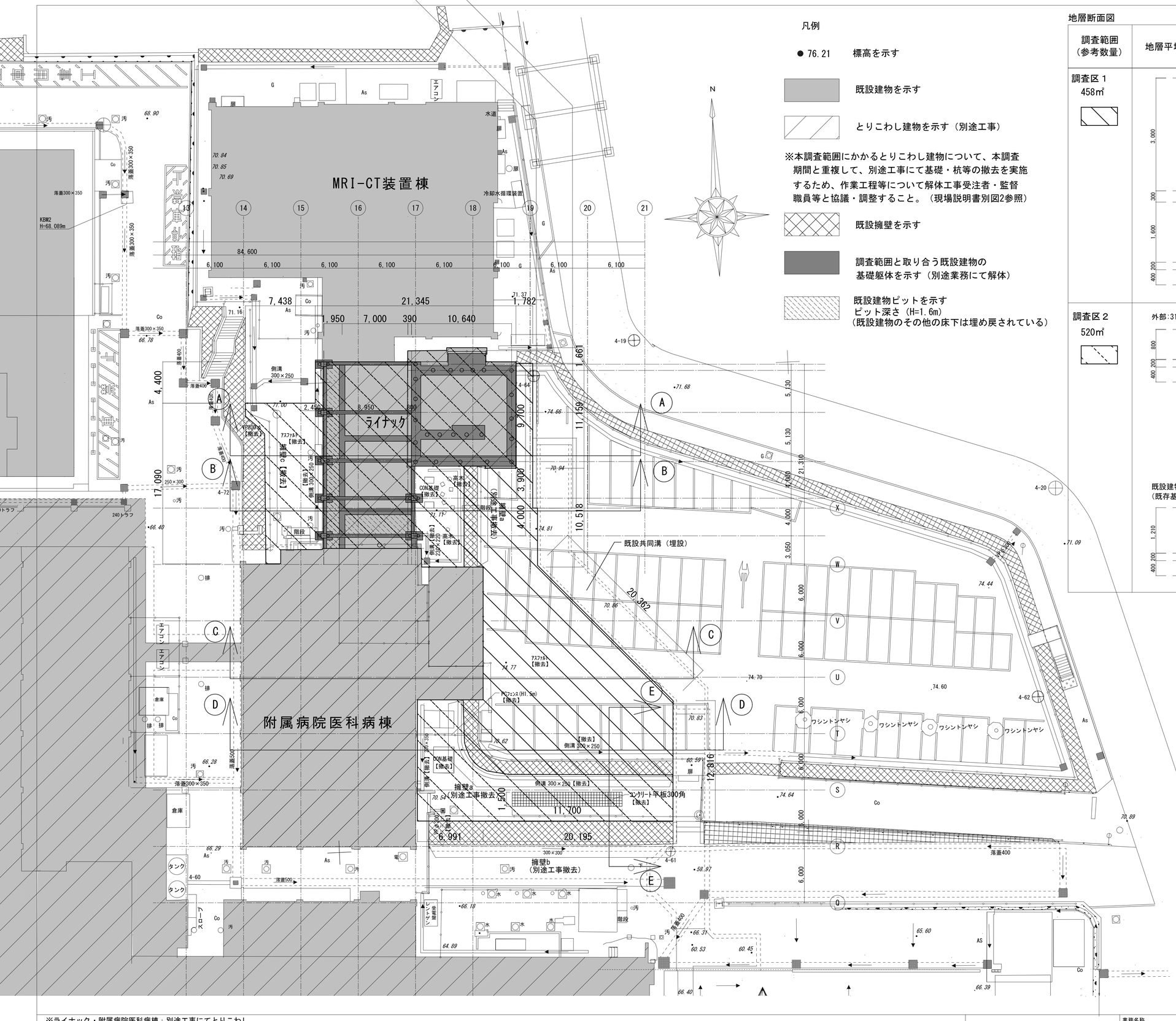

凡例

● 76.21　標高を示す

既設建物を示す

とりこわし建物を示す（別途工事）

※本調査範囲にかかるとりこわし建物について、本調査期間と重複して、別途工事にて基礎・杭等の撤去を実施するため、作業工程等について解体工事受注者・監督職員等と協議・調整すること。（現場説明書別図2参照）

既設擁壁を示す

調査範囲と取り合う既設建物の基礎躯体を示す（別途業務にて解体）

既設建物ピットを示す
ピット深さ（H=1.6m）
（既設建物のその他の床下は埋め戻されている）

地層断面図

調査範囲（参考数量）	地層平均断面図（参考）　S=1/50	支障物撤去参考数量	備　考
調査区１ 458㎡	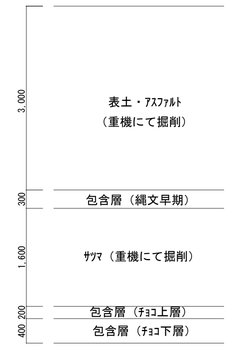	アスファルト舗装t=50　369㎡ コンクリートＵ型側溝（W300）　19.7m	
調査区２ 520㎡	外部:315㎡ 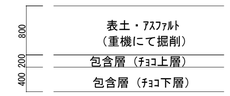 既設建物（ライナック）下部:205㎡ （既存基礎・ﾋﾟｯﾄ等部分(144㎡)を除く） 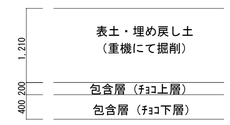	アスファルト舗装t=50　84.5㎡ コンクリートＵ型側溝（W300）　67.8m （接続枡共撤去） コンクリートＵ型側溝（W230）　36.7m （接続枡共撤去） 擁壁　16.5m コンクリート平板　17.6㎡ コンクリート基礎0.5×0.5×1.5　6箇所 コンクリート基礎1.0×0.65×0.5　2箇所 コンクリート基礎2.2×2.7×0.3　1箇所 コンクリート雨水枡600角　4箇所 PCﾌｪﾝｽ(H1.5m)　5.6m 樹木（高木H3.0m）　2本（抜根共） 雨水配管（VP200φ）　7.0m	

調査配置図　S=1/200

※ライナック・附属病院医科病棟：別途工事にてとりこわし
・本調査着手前に、1階スラブを含めた上部建物までは、別途とりこわし工事にて撤去済みである。
・本調査業務契約後、別途とりこわし工事業者と本調査及び別途工事の基礎・杭撤去等の工程等について調整の上、調査を実施すること。
（別途とりこわし工事の完成予定期限：2019年11月29日）

鹿児島大学施設部

業務名称 鹿児島大学（桜ヶ丘）外来診療棟・病棟（Ａ棟）新営用地埋蔵文化財発掘調査業務		縮尺 ―	図面番号 ２／３
図面名 調査配置図・地層予想断面図		年度 2019	

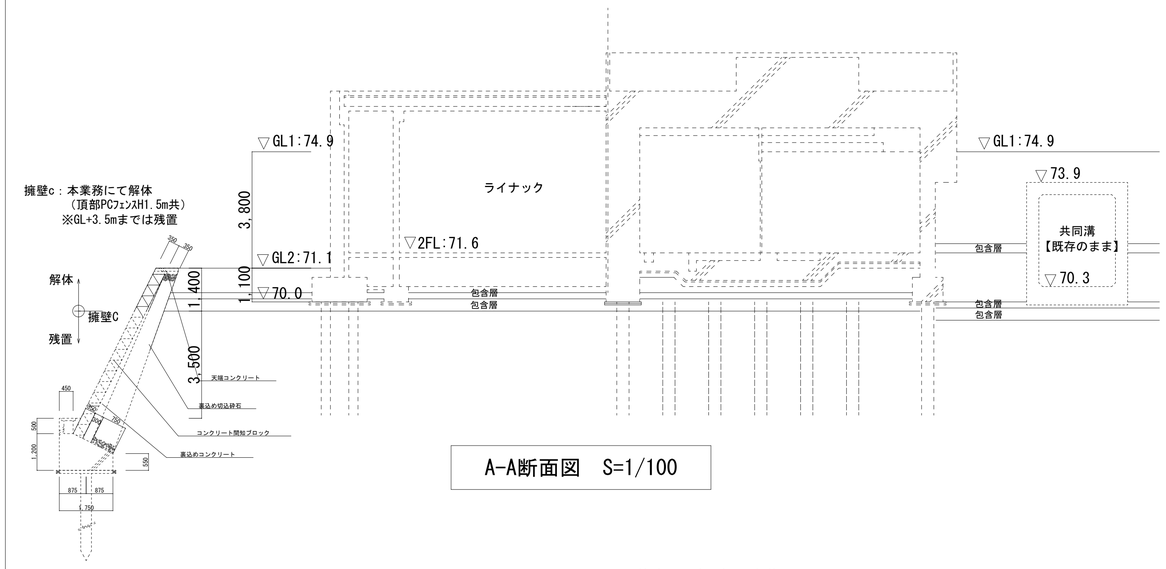

A-A断面図　S=1/100

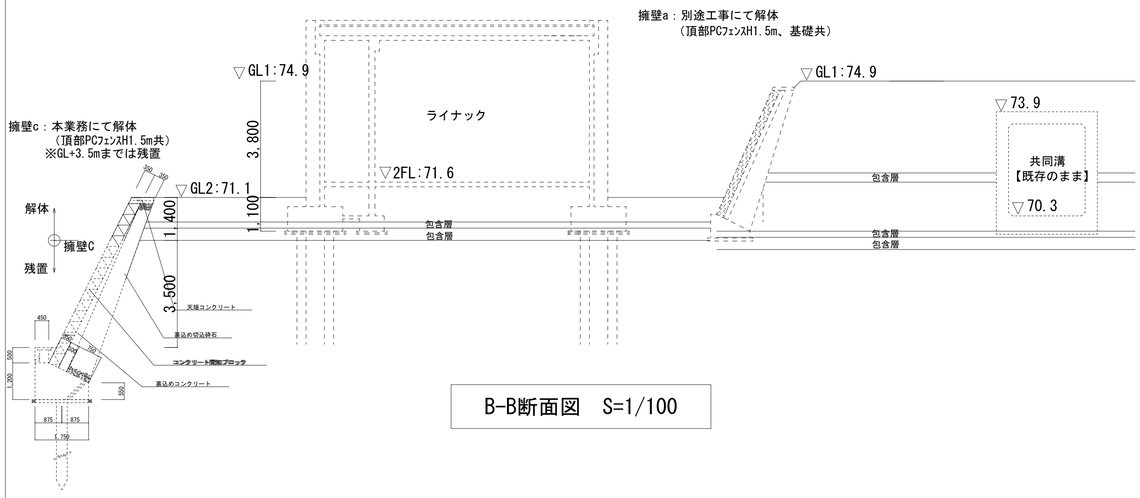

B-B断面図　S=1/100

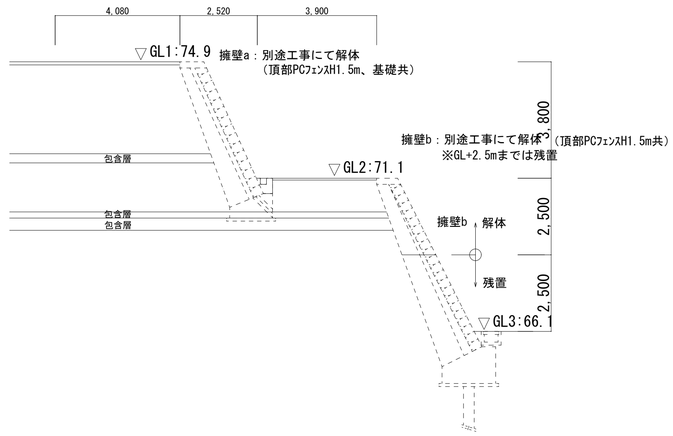

E-E断面図　S=1/100

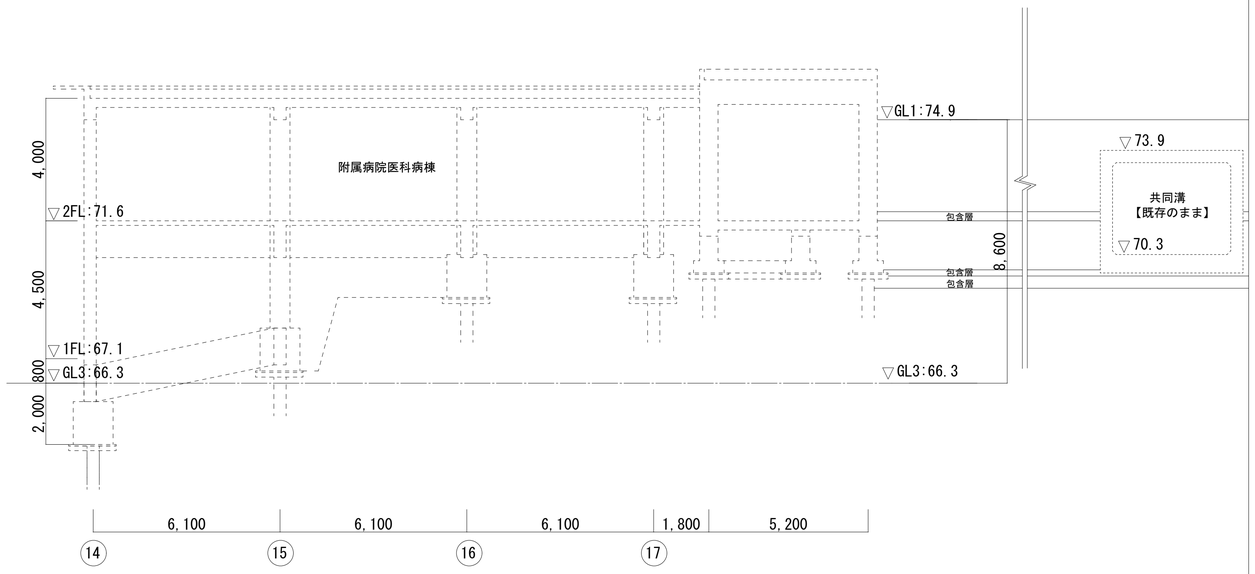

C-C断面図　S=1/100

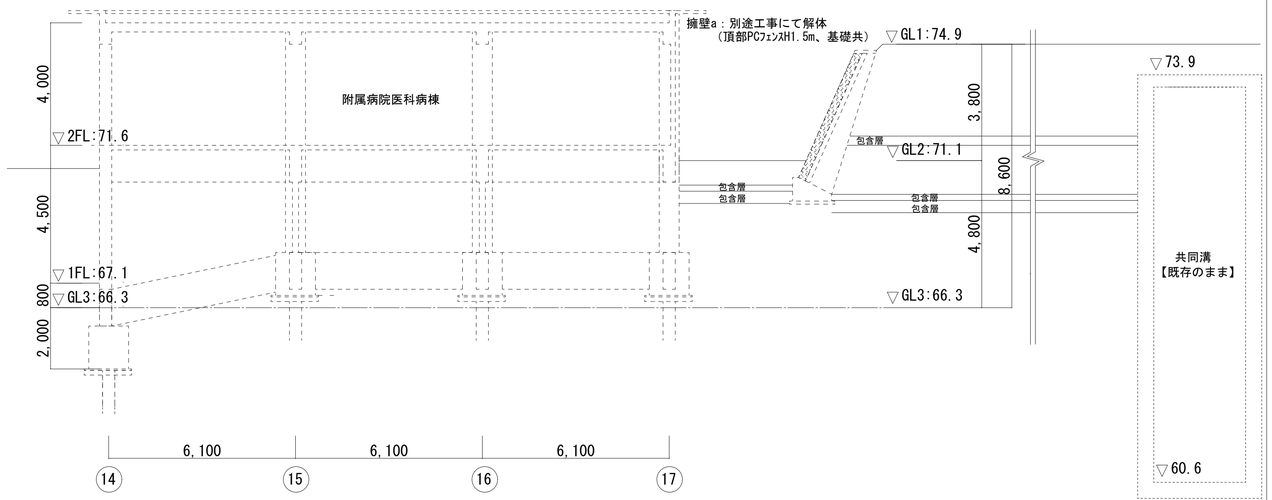

D-D断面図　S=1/100

鹿児島大学施設部	業務名称　鹿児島大学（桜ヶ丘）外来診療棟・病棟（Ａ棟）新営用地埋蔵文化財発掘調査業務	縮尺　－	図面番号　3／3
	図面名　断面図	年度　2019	